



大人の風しん予防接種費用の 助成をします！！



妊婦、とくに妊娠初期の女性が風しんにかかると、胎児にも感染し、耳が聞こえにくい、目が見えにくい、生まれつき心臓に病気がある、発達がゆっくりしているなど「先天性風しん症候群」という病気にかかってしまうことがあるので、妊婦は感染しないよう十分な注意が必要です。

風しんは特効薬がなく、感染を防ぐ唯一の方法は予防接種です。風しんにかかったことがある方又は予防接種を受けたことが確実な方、あるいは、風しんの抗体があることが確認できた方以外は、多くの方に予防接種を受けていただくことをおすすめします。

なお、妊娠中は風しんの予防接種を受けることはできませんので、ご注意ください。

○補助の対象者：予防接種を受けた日及び申請日において利根町に住所があり、平成2年4月1日以前に生まれた方で、下記の1～3のいずれかに該当する方。

- (1) 妊娠をしている女性の夫（内縁の夫及び結婚予定者を含む）
- (2) 妊娠を希望している女性
- (3) 妊娠を希望している女性の夫（内縁の夫及び結婚予定者を含む）

○対象ワクチンと補助回数：風しんワクチン又は麻しん・風しん混合ワクチンのいずれか1回

○助成方法：償還払い（医療機関窓口にて接種費用を全額支払い、その後、利根町へ請求して費用の一部を還付します。）

○補助金額：接種料金の2分の1を助成します。ただし助成額は5,000円を上限とします。
（10円未満の端数が生じた時はその額を切り捨てた額）

○請求時の必要なもの：①予防接種にかかった費用の領収書

（被接種者の氏名、医療機関名、予防接種名、接種日、領収金額、領収日の分かるもの）

②銀行振り込み口座番号（ゆうちょ銀行を除く）

③印鑑（認印）

④利根町風疹予防接種費用補助金請求書

*請求書は、保健福祉センターにあります。申請時に記入でも大丈夫です。

【申し込み・問い合わせ先】

〒300-1632

利根町下曾根221-1

利根町保健福祉センター 母子保健係

TEL0297-68-8291